である。」と主張した。しかし、明治６年中に元御金蔵役の佐立作十郎から読み聞かせを受け調印した「規則」、明治９～12 年の「規則書」（写真４）などに被告が承諾の上で押印したとみなせるとの趣旨を裁判所は示した。審判としては、原告の請求通り、被告より塩田附属建物・雨土等を引き上げるべきこと、とされた。

その後、同年 10 月 27 日付けで笠居村の９名（総代として谷澤三次郎・唐渡安次郎）より愛媛県へ書類が提出されている。提出時に付されたものか、昭和 12 年に写された際に付されたものか不明であるが、表紙には「訴訟一件書類」と記されている。その書類には「香川郡笠居村字生島塩田地券御下附ノ義ニ付伺」と題した伺書が添付されていた。伺書の論点は、士族松平頼纘（旧藩主家の分家筋）に生島塩田の所有権がある理由、塩田が松平頼聰に売却され圧制を受けていることなどであり、加えて生島塩田経営の経緯が説明される。経緯を説明する中で、生島塩田は旧藩主の命令により築興したもので、「松平頼聰ノ所有権ヲ占ムヘキ道理敢テ無キ者ト確信」したために伺書を提出したとする。なお、この伺書に対する回答は未詳である。

さらに同年 12 月 30 日には上記訴訟の判決が出されている。原告は住民総代の小島蕃・唐渡安次郎、被告は松平頼聰代人肥田忠蔵。判決は、原告の主張する諸建物等の所有権は被告側にあり、小作は「一期小作ノ契約」で「永小作非サル」というもので、原告は速やかに附属の建物等を現存のまま引き渡すように、とされた。原告側が種々提出した証拠類は、「一期小作ノ確約書アラサル以前ニ成リ立タル証書」であり、現在は証拠として効力を持たないものと結論づけられた。

近世においては、小作人の主張にある「底土」は、領主の所有で、「雨土・建物等」は農民所持（占有）の対象であった。廃藩置県により旧領主の領有権が解消されたものの、生島塩田では、旧領主の所有が認められ、農民は「小作人」とされたことが確認された。今後の調査では、高松松平家が所有した山林や田畑屋敷地の買得過程なども考察していく。

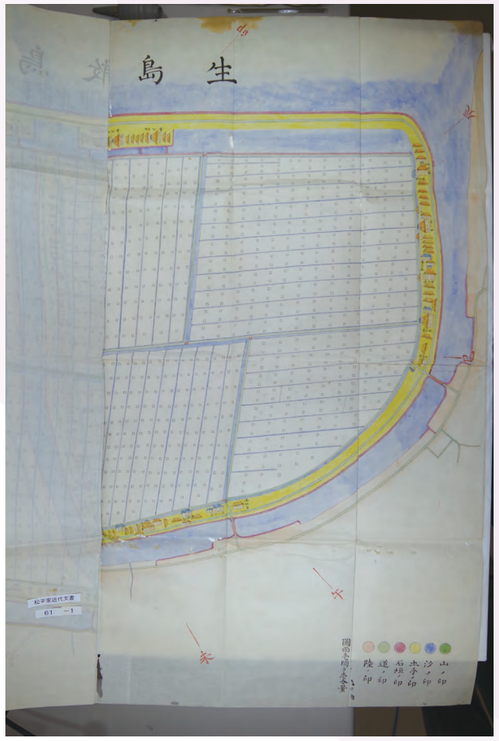

写真３　生島塩田鳥瞰図
（部分、高松松平家歴史資料 61-1）
公益財団法人松平公益会所蔵、香川県立ミュージアム保管

《参考文献》
兒玉洋一「高松地区塩田の史的研究」（『香川大学経済論叢』27 巻 4 号、1956 年）
相良英輔「香川県における製塩業の展開」（同『近代瀬戸内塩業史研究』清文堂、1992 年、初出は同年）

写真４　第四大区九小区生島浜塩田請作人受印帳　扣
（高松松平家歴史資料 64-2）
公益財団法人松平公益会所蔵、香川県立ミュージアム保管

【各論２】

披雲閣の大正期造営と家具資料について

（長崎総合科学大学工学部教授　山田　由香里　氏）

披雲閣は 1917 年（大正６）に竣工した近代和風建築です。旧藩主家が元の城郭の一部を手に入れて邸宅を構えたものは９例しかなく、高松城については城内全域に及び、その規模は別格です。今回は、披雲閣の造営に関する史料及び家具とそれに関わる史料を調査しています。

披雲閣の造営は 1914 年（大正３）頃に始まりました。1914 年（大正３）７月に作成された「高松御邸新築工事御入費見積書」（写真５）が残されています。この史料では、「洋風御客間」「和風御客間」等の呼称がみられ、現在の「蘇鉄の間」「大書院」という名称がつけられる前の状況がわかります。このほか、「披雲閣御建築費計算書」（大正４～６年）では落成後の支払いのための代金が書き上げられており、最終的な総工費は 87，960.57 円、職人数は 22，445 人（大工 15，535 人、鳶 6，705 人、地形 205 人）でした。また同史料からは披雲閣以外の城内の整備の様子が明らかになります。城内の整備としては、門修理、通用門新設、旭門修理、庭園整備が行われました。この際に整備された庭園が現在も見られる披雲閣庭園で、国名勝に指定されています。この庭園に植えられた花壇用草花は東京・兵庫から、垣根用萩は京都から、庭木は大阪から取り寄せられています。一方で、庭木の一部や丸石は地元香川のものが使用されました。

家具は披雲閣蘇鉄の間で使用されていたもので、テーブル（写真６）や椅子などがあります。これらの家具は東京三越から購入したもので、東京三越へ代金を支払った記録が見つかりました。また披雲閣を設計した清水組（現清水建設株式会社）の作成した清水満之助邸の家具図案に、披雲閣の家具と似たデザインの家具が描かれていることから、披雲閣と家具を一体で清水組が設計しました。披雲閣蘇鉄の間の古写真（写真７）には、これらの家具が配置されている様子がみえ、当時の使用方法がわかります。

さらに、現在調査中の資料群の中には、皇太子時代の昭和天皇やイギリス皇太子など、皇族や賓客が高松に来た際の披雲閣の使い方を示す資料があります。これらの資料からも蘇鉄の間で使用された家具等の使用方法が明らかになります。今後の調査によって、披雲閣及び家具についてより詳細に実態が明らかになることが期待されます。

《参考文献》
山田由香里「高松城桜御門の大正期の修繕について」（『史跡高松城跡（桜御門復元整備工事）』高松市・高松市教育委員会、2023 年）

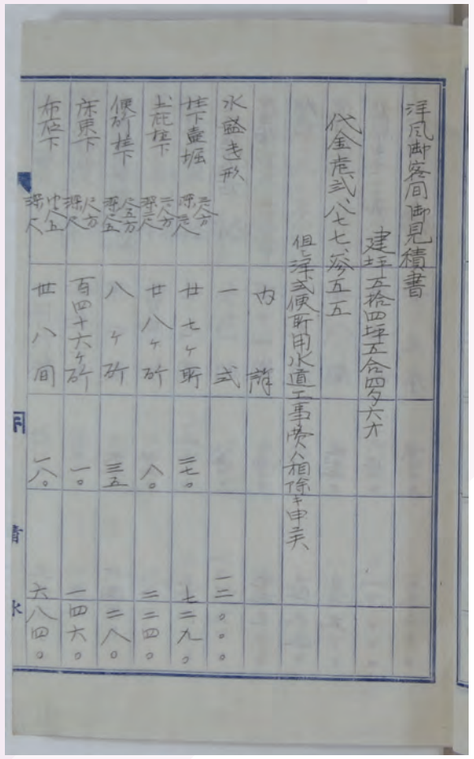

写真５　高松御邸新築工事御入費見積書（蘇鉄の間部分）
（高松松平家歴史資料 1583）
公益財団法人松平公益会所蔵、香川県立ミュージアム保管